

資料番号	元号・干支	和暦年	月	日	西暦	資料名	差出(作成者)⇒宛先	形態(員数)	法寸	備考
00001						上包「口達」			18.5*11.9	
	辰(慶応)	(4)	7	29	(1868)	〔達書〕(究竟院様150回忌につき)		状(1通)	13*21.	
	辰(慶応)	(4)	7	29	(1868)	〔廻状〕	川口源左衛門⇒組頭衆中・同格衆中・添役中・同格中	状(1通)	12.9*24.6	
00002	(元治)	(1)	4	8	(1864)	〔達書〕(糸崎築地普請開始につき)	山田周平⇒年寄川口源右衛門・川口常右衛門	状(1通)	12.2*71.8	淡青色
00003						上包「回達」			18.7*12.7	
	戌(文久)	(2)	7	19	(1862)	回達(麻疹流行に付祈禱執行のこと)	川口源右衛門⇒組頭衆中・同格衆中・添役中・同格中	状(1通)	12.7*48.7	
00004	亥(文久)	(2)	7	25	(1862)	回達(麻疹流行退散せず、更に祈禱執行のこと)	川口源右衛門⇒組頭衆中・同格衆中・添役中・同格中	状(1通)	12.5*53	
00005						上包「町方触書 巻通」			39.7*26.5	
			10	20		覚(諸事穏便差免の触)	牧村次郎⇒両町年寄中・地方・塩浜	状(1通)	28.8*68.9	
00006						上包「口達」			24.6*13.2	淡青色
	寅(天保)	(1)	12	19	(1830)	口達(穏便中につき正月規式、集会につき)	町御役所⇒両町・地方・塩浜	状(1通)	12.1*61.2	淡青色
00007	卯(天保)	(2)	4	11	(1831)	町触書(松平主殿頭様、御止宿につき)	崎田三七郎⇒両町年寄中・地方・塩浜	状(1通)	25.3*40.3	淡青色/端裏書「町触書」
00008	卯(天保)	(2)	8	2	(1831)	触書(大坂表御用聞・御用向・町方懸かり役の決定につき)	崎田三七郎⇒両町年寄中・地方・塩浜	状(1通)	26.4*86.6	端裏書「触書」
00009						上包「書付 巻通」			33.7*12.5	淡青色
	巳(天保)	(4)	12	25	(1833)	吉田屋重右衛門江申付覚(不行届の義につき)	崎田三七郎⇒年寄 源右工門	状(1通)	25.4*41.9	淡青色
00010	戌(天保)	(9)	6	17	(1838)	両町触書(御巡見衆につき)	崎田三七郎⇒両町年寄中・地方・塩浜	縦紙(1通)	25.0*37.5	淡青色/端裏書「両町触書」
00011	亥(文久)	(2)	12	2	(1862)	両町触書(月溪院様150回忌執行につき)	並河九八郎⇒両町年寄中・地方・塩浜	状(1通)	24.3*81.0	淡青色/端裏書「両町触書」
00012			4	29		〔書付〕(葬送の拝見願の差出につき)	山科屋東左衛門⇒川口源右衛門	状(1通)	13.7*37.6	
00013	酉(万延)	(2)	1		(1861)	出羽様御尊厳三原御越仕構	乾左伸⇒両町年寄中・両町目代・両町庄屋	冊子装(7丁)	25.2*17.5	
00014	寅(天保)	(1)	12	21	(1830)	両町触書(殿様(齊賢)逝去につき)	崎田三七郎⇒両町年寄中・地方・塩浜	状(1通)	25.4*72.5	淡青色/端裏書「両町触書」
00015	亥(文久)	(3)	3	17	(1863)	〔達書〕(夷船院泊合図の鐘を中門台に移す)		状(1通)	12.3*27.2	
00016	亥(文久)	(3)	4		(1863)	〔達書〕写(異国船碇泊合図の鐘の規定変更に付)		状(1通)	12*74.5	淡青色
00017	戌(文久)	(2)	12	15	(1862)	覚(亦透舎へ修業者引受の節について東西町へ触書)	並河九八郎⇒両町年寄中・地方・塩浜	状(1通)	23.3*64.2	淡青色/端裏書「東西町触書」
00018						上包「口達」			18.9*13.1	
	亥(文久)	(3)	1	11	(1863)	口達(茅町出火の節、御役人出張方御改革につき)	町御役所⇒両町・地方・塩浜	状(1通)	13.3*66.0	
	亥(文久)	(3)	1	11	(1863)	〔廻状〕	川口源右衛門⇒組頭衆中・同格衆中・添役中・同格中	状(1通)	13.3*27.8	
00019			12	17		〔達書〕写し(ケヘイル銃張立経験者調査につき)		状(1通)	11.6*39.6	淡青色/端裏書「写し」
00020			12	22		〔達書〕(ケヘイル銃張立経験者調査につき)	町御役所⇒川口源右衛門・川口常右衛門	状(1通)	12.0*49.0	淡青色
00021	丁酉(天保)	(8)	10	25	(1837)	覚(町役人任免につき)	川口源右衛門⇒組頭・同格・添役・同格	状(1通)	16.2*43.2	
00022	亥(文久)	(3)	3		(1863)	〔異国船渡来に付町取替増長ほか口上書案〕		状(1通)	13.7*78.5	
00023	戊寅(文政)	(1)	12	2	(1818)	年寄役書類覚	天野屋⇒川口屋	状(1通)	16*18.4	
00024						上包「口達」			20.0*13.1	
	亥(文久)	(3)	5		(1863)	口達(大砲八十斤度鑄造につき不用の道具調への達)	町御役所⇒両町・地方・塩浜	状(1通)	13.5*35.7	
	亥(文久)	(3)	5		(1863)	〔達書〕(不用の道具は相場で買い上げの達)		状(1通)	13.5*32.6	
00025						上包「御書付」			33.6*11.8	淡青色
	亥(文久)	(3)	9	17	(1863)	本郷屋清三郎江申付覚(不行届につき申渡)	小池良太郎⇒年寄 川口源右衛門	縦紙(1通)	24.3*56.0	淡青色
00026	丑(慶応)	(1)	12	15	(1865)	海老屋清兵衛へ申付覚(精勤につき申渡)	辻儀左衛門⇒年寄 川口源左衛門	縦紙(1通)	24.0*53.5	淡青色
00027			9	23		〔達書〕(御前参詣につき、掃除見分の連絡)	小野鹿祐、山田周平、吉村権八、永谷次太郎⇒年寄 川口源右工門	状(1通)	12.0*50.1	淡青色
00028	丑(嘉永)	(6)	9	23	(1853)	覚(9月23日付け、鳴物不及用捨旨広島触を通知)	伊藤欽左工門⇒西町年寄中・地方	状(1通)	25.1*50.0	淡青色/端裏書「両町触書」
00029	安政	6	3	1859		御前江戸ヨリ御辰被遊様仕構	町御役所	冊子装(7丁)	27.6*19.9	
00030						上包「口達」			23.8*16.5	淡青色
	巳(明治)	(2)	8	2	(1869)	口達(城内普請作料につき)	町御役所⇒両町・地方・塩浜	状(1通)	12*51.7	
	巳(明治)	(2)	8	3	(1869)	〔廻状〕	川口源左衛門⇒組頭衆中・同格衆中・添役中・同格中	状(1通)	13.4*20	
00031			11	7		〔達書〕(下方人気合の儀示し方)	山田良左衛門⇒川口源左衛門	状(1通)	12*51.7	淡青色

00032						上包「口達」					20.0*12.2	
	辰(慶応)	(4)	8	27	(1868)	口達(諸職人作料規定の達)	町御役中⇒両町・地方・塩浜		状(1通)	13.2*21.8		
	辰(慶応)	(4)	8	25	(1868)	覚(諸職人作料規定)			状(1通)	14.1*56.8		
00033	辰(慶応)	(4)	8	28	(1868)	〔廻状〕	川口源左衛門⇒組頭衆中・同格衆中・添役中・同格中		状(1通)	12.2*56.8		
						上包「書付」				23.7*16.5	淡青色	
	寅(慶応)	(2)	7		(1866)	従 殿様被 仰出候御書付写(領内触・領民心得)	町御役中⇒両町・地方・塩浜		状(1通)	13.9*106.2	淡青色	
00034	寅(慶応)	(2)	7	19	(1866)	従 殿様被 仰出候御書付写(領内触・庄屋以上は帯刀許可)			状(1通)	14.4*80.3	淡青色	
						上包「書付」				34.7*23.5	淡青色	
	寅(慶応)	(2)	8	15	(1866)	二国屋清五郎江申付覚(松浜の儀について)	辻儀左衛門⇒川口源左衛門		状(1通)	23.5*42.8	淡青色	
00035					〔達書〕(別紙の通申達につき)	町御役中⇒川口源左衛門		状(1通)	12.0*29.9	淡青色		
00036	寅(文政)	(13)	11	22	(1830)	〔達書〕(御城用白米60石について)	町御役中⇒川口源左衛門		状(1通)	12.3*35.7	淡青色	
00037						上包「口達」				23.7*16.3	淡青色	
	巳(明治)	(2)	2	23	(1869)	覚(諸職人作料規定につき)			状(1通)	13.4*49.2	淡青色	
	巳(明治)	(2)	2	23	(1869)	〔廻状〕	川口源左衛門⇒組頭衆中・同格衆中・添役中・同格中		状(1通)	13.4*60.1		
00038	閏(慶応)	(4)	4	27	(1868)	〔達書〕(勘定所銭切符の取引につき申付)	町御役中⇒川口源左衛門・山科常右衛門		状(1通)	11.7*42.1	淡青色	
00039						上包「口達」				20.2*30.9		
	亥		9	2		口達写(町内米不足についての達)	町御役所⇒両町・地方		状(1通)	13.3*30.9		
00040						〔達書〕(兵糧米・揚込に関する旨通知)	町御役中⇒年寄 川口源左衛門・山科常右衛門		状(1通)	14*48.7		
00041	天保	9	3~6			御巡見様御先触 写		横帳(8丁)	14.4*45.0			
00042	慶応	2	8		1866	〔達書〕(西町非常之節町役人固め場所の規定)			状(1通)	15.4*15.0		
	慶応	2	8	20	1866	〔達書〕(市中口々警固に付達し)	町御役中⇒年寄 川口源左衛門		状(1通)	11.3*53	淡青色	
00043						上包「書付 忝通」				33.5*11.7	淡青色	
	成(文久)	(2)	9	2	(1862)	〔覚〕(讃岐屋利兵衛外六名へ軍備に関し申付け)	並河九八郎⇒年寄 川口源右衛門	縦横紙(1通)	24.6*154.4	淡青色		
00044						〔達書〕(借家建に関して申達し)	町御役中⇒年寄 川口源右衛門		状(1通)	11.8*47	淡青色	
00045						上包「口達」				22.4*13.0		
	成(文久)	(2)	12	4	(1862)	口達(異国船碇泊の節、見物など差し止め)	町御役中⇒両町 地方 塩浜		状(1通)	13.2*124.1		
00046						上包「口達」				18.2*11.4	淡青色	
	成(文久)	(2)	9	2	(1862)	口達(御山内へ松茸生出しに付入山差留)	町御役所⇒両町 地方 塩浜		状(1通)	11.6*55.5	淡青色	
00047	(文化)	(10)			(1813)	癸酉年添役中出勤覚			冊子装(10丁)	29*22.3		
00048	辰(安永)	(1)	12	20	(1772)	覚(辰極月宮沖新開への触書)	戸田与三右衛門⇒両町 年寄中 地方		状(1通)	26.5*117.9	端裏書「辰極月新開御触書写し」	
00049	嘉永	3			1850	水間佐左衛門殿・山科屋常右衛門下足故障一件応返之控大意抜書		横帳(12丁)	14.4*45.0			
00050						上包「書付 忝通」				20.3*11.7	淡青色	
	申(万延)	(1)	5		(1860)	異国船碇泊之節役人共同尋之廉	町御役中⇒両町役人		状(1通)	11.8*68.3	淡青色	
00051						上包「口達」				24.8*16.4		
	申(万延)	(1)	12		1860	〔達書〕[御減石につき、年頭五節句勅合に付]			状(1通)	12*78.2	淡青色	
	申(万延)	(1)	極		1860	廻達	川口源右衛門⇒頭衆中、同格中、添役中、同格中	組	状(1通)	16.4*69.3		
00052						上包「口達」				24.3*16.9	淡青色	
	成(文久)	(2)	3		(1862)	口達(大砲稽古につき)	町御役所⇒両町・地方・塩浜		状(1通)	12.0*81.0	淡青色	
00053	成(文久)	(2)	4	4	(1862)	〔廻状〕	川口源衛門⇒頭衆中、同格中、添役中、同格中	組	状(1通)	12.5*24.5		
						上包「口達書」				19.1*12.3		
	成(文久)	(2)	7	24	(1862)	町医中江口演(麻疹流行につき)	並河九八郎⇒町年寄、地方役人		状(1通)	12.8*98.5		
00054	成(文久)	(2)	10	7	(1862)	口達(御城普請につき)	町御役所⇒両町・地方・塩浜		状(1通)	12.0*54.3	淡青色	
00055	寅(慶応)	(2)	8		(1866)	〔覚〕(西漢手御門式百人組につき)		横帳(8丁)	12.6*35.5			
00056	寅(慶応)	(2)	7		(1866)	覚(非常之節町夫出張場所書付)		状(1通)	12.0*94.1	淡青色		
00057	天保戊戌	9	4		1838	御案内之者新規御尋御答書 年寄所控		冊子装(1冊・6丁)	26.0*18.8	2冊とも同一内容		
	天保戊戌	9	4		1838	御案内之者新規御尋御答書 年寄所控		冊子装(1冊・6丁)	26.0*18.8 26.4*18.8			
00058	天保戊戌	9	5		1838	郡中諸役人勤方覚書 年寄所控		冊子装(54丁)	26.5*19			
00059	天保戊戌	9	6		1838	御巡見衆御通行に付触達帳	崎田三七郎⇒東西寺社	冊子装(3丁)	26.5*19.0			

00060	天保戊戌	9	6		1838	御巡見衆定紋廻形帳		冊子装(3丁)	25.0*17.5	
00061	天保戊戌	9	5		1838	御尋筋御答覚書 年寄所扣		冊子装(22丁)	27.0*19.0	
00062	丑(天保)	12	2		1841	口上之覚(私抱松林小路の借家につき)	川口屋源右衛門⇒三野喜朗丸外2名	状(1通)	14.5*57.1	
00063						申談頭書(道志るべならびに論案について)		状(1通)	14.5*297.5	
						上包「町触書 三通」			37.0*24.4	
00064	卯(明和)	8	4	29	1771	年寄源右衛門江申付ル覚(或百人講支配方不埒につき)	戸田与左右衛門⇒下代中	状(1通)	24.7*83.2	
	卯(明和)	8	4	29	1771	目代金石右衛門江申付ル覚(同上)	戸田与左右衛門⇒下代中	状(1通)	24.7*70.7	
	卯(明和)	8	4	29	1771	井豫屋弥一郎江申付ル覚(同上)	戸田与左右衛門⇒下代中			
00065						上包		22.2*32.3	淡藍色	
	辰		8	23		〔達書〕(去年西濱舟入さらへにつき)	山内源兵衛⇒ 寄源右衛門、目代金石右衛門	状(1通)	14.1*71.4	
00066	卯		4			手扣頭書(博奕ご禁制につき)	年寄両人⇒	状(1通)	16.3*64.0	
00067	酉(文政)	8	4	12	1825	口上覚(西の濱堀溜りの普請につき)	年寄川口屋源右衛門外2名⇒ 三野喜郎丸外2名	状(1通)	14.7*30.2	
						上包「口達」			26.2*16.3	
00068	巳(天保)	4	5	21	1833	口達(寛政8年より両町商人救済の為)	町御役所⇒両町・地方・塩浜	状(1通)	13.0*222.0	
00069	子(文政)	11	8	16	1828	口達(東西町にてたばこ控切の者へ)	町御役所⇒両町・地方	状(1通)	14.5*49.0	
00070	子(文政)	11	8	28	1828	乍恐奉願上口上之覚(平野屋茂兵衛の儀につき)	筆者久助・肝煎甚助・吉兵衛⇒ 目代吉左衛門	状(1通)	13.5*74.2	端裏書「紙装上包 奉願上口上書之覚」
00071	卯(文政)	2	4		1819	両町触書(博奕諸勝負停止の儀につき)	牧村孫三郎⇒両町年寄中・地方・塩浜	縦綴紙(1通)	29.0*51.6	端裏書「両町触書」
00072	(天保)	12	極	12	1841	〔達書〕(当年家賃銀取立方、五倍増取立仕可につき)	町御役中⇒年寄源右衛門・東四郎	状(1通)	14.5*45.5	
00073	巳(文政)	4	正	29	1833	覚(旧臘広島島町方俵約筋筋以)	牧村孫三郎⇒両町年寄中・地方・塩浜	状(1通)	24.7*119.5	淡藍色/表ふせん有「三」
00074	戌		9	27		覚(三原御蔵へ納米村々百姓、町人とも商売仕儀につき)	大橋桑右衛門・鈴木清太夫⇒ 天野屋又兵衛	状(1通)	29.5*84.0	
00075			6	4		〔書付〕(御興、太鼓/打止めニ付種和の賑ひ筋願出件)	山科常右衛門⇒源左衛門	状(1通)	16.0*36.5	
00076	未(明治)	4	正		1871	覚(客屋家賃の儀奉願上書付)	目代 原順四郎⇒ 調郡農務係御出張所	御 状(1通)	26.5*27.8	丑二月添状貼付け
00077	戌(文久)	2	5	19	1862	覚(梅雨中照統ニ付祈禱執行触書)	並河区九八郎⇒両町年寄、地方、塩浜	状(1通)	24.0*61.0	淡藍色/端裏書「触書」
00078	戌(文久)	2	7	19	1862	〔達書〕(清光院様二五〇回忌法要につき程便触)	並河区九八郎⇒両町年寄、地方、塩浜	状(1通)	24.1*103.2	淡藍色
00079	天保	15	5		1844	小姓格中与町役人下足差縫諸書付控	西年寄所	冊子装(28丁)	27.4*21.5*0.7	下足
00080	未(明治)	4	5		1871	奉願上口上之覚(速佐之男神社・熊野神社例祭につき)	年寄 川口源左衛門・山科恒右衛門⇒ 農務方御出張所	冊子装(3丁)	26.0*28	添付書状あり
00081						〔書付〕(御寺参并御代参覚)		状(1通)	14*45.2	
00082	巳		極	15		覚(浄岸院様御通箱につき)	群方役人⇒町御役人	状(1通)	14.5*66.3	
00083	巳		正	29		口上之覚(宮沖新開拾町余私共持代御座候儀につき)	川口屋源右衛門・次郎左衛門⇒ 庄屋 徳右衛門	縦綴紙(1通)	28.7*89.3	
00084	卯		3			覚(褒賞につき)		状(1通)	12.8*130.0	
00085			9	23		〔達書〕(平野文蔵御用之儀之有につき)	⇒年寄 川口源右衛門	状(1通)	12.2*45.5	淡藍色
00086			3	12		〔達書〕(明十三日五ツ刻西之宮ニ御前社参につき)	町御役中⇒年寄 川口源右衛門	状(1通)	12.2*40.8	淡藍色
00087			4	朔		〔達書〕(御前明二日五ツ時高社ニ参につき掃除見分事)	町御役中⇒年寄 源右衛門 東四郎	状(1通)	14.5*25.0	
00088			4	2		〔達書〕(明三日九ツ時三ヶ寺へ御参詣につき道筋見分)	町御役中⇒年寄 源右衛門	状(1通)	12.5*42.0	淡藍色
00089	戌(文久)	2	12	11	1862	東西触書(御政事向之大変革被遊御意之趣につき)	並河九八郎⇒両町年寄・地方・塩浜	縦綴紙(1通)	24.5*109.5	端裏書「東西触書」
						上包「奉願上口上之覚 巻通」			44.8*28.0	
00090	寅(慶応)	2	4		1866	奉願上口上之覚(私共給料之儀昨年来以諸色高値につき)	肝煎善兵衛・九平⇒目代順四郎	状(1通)	28.6*45.4	
00091	子(文政)	11	8	11	1828	〔達書〕(文政八酉願出ニ付西濱堀溜船入築込につき)	町御役中⇒年寄源右衛門	状(1通)	13.0*48.0	淡藍色
00092			正	25		〔達書〕(木枕屋徳三郎、綾目屋宗三郎塩漬差縫一条につき)	町御役中⇒年寄川口源右衛門	状(1通)	12.0*119.0	淡藍色
00093			2	16		〔達書〕(光宗屋善右衛門加地子米繰出願之儀につき)	町御役中⇒川口源左衛門	状(1通)	12.0*37.0	淡藍色
00094			正	28		〔達書〕(鉄砲師大坂屋弥七郎へ借家賃付の事)	町御役中⇒川口屋直次郎	状(1通)	12.2*62.0	淡藍色
00095	天保	元	12	2	1830	〔達書〕(町方宗旨判形見届延引事)	町御役中⇒年寄東左衛門・源右衛門	状(1通)	13.0*65.4	淡藍色
00096	天保	元	12	6	1830	〔達書〕(明七日町地方方乃廻等につき開始)	町御役中⇒年寄東左衛門・源右衛門	状(1通)	13.2*41.0	
00097	天保	元	12	9	1830	覚(御奉書御下りにつき西町仕構)		状(1通)	13.2*39.8	
						上包「奉願上口上書 巻通 三原町」			45.4*28.7	
00098	庚午(明治)	3	7		1870	奉願上口上之覚(盆中踊之儀につき)	年寄 川口源左衛門・山科常右衛門⇒ 御調郡御役所	状(1通)	28.8*45.8	
	庚午(明治)	3	7	11	1870	〔達書〕(此儀ハ書面之趣聞届)	(御調郡御役所)⇒	状(1通)	14.1*20.1	淡藍色・本紙に貼付
00099	午(明治)	3	3	14	1870	申渡(任命状 町年寄・苗字帯刀許可)	為積元義・臨本弘・井上誠 川口源右衛門	⇒ 状(1通)	17.7*32.9	
	午(明治)	4	3	14	1870	申渡(任命状 町年寄見習)	為積元義・臨本弘・井上誠 川口屋善太郎	⇒ 状(1通)	17.7*40.6	
	午(明治)	5	3	14	1870	申渡(任命状 月行司)	為積元義・臨本弘・井上誠 川口屋六蔵	⇒ 状(1通)	17.7*42.7	
	午(明治)	6	3	14	1870	申渡(任命状 西地方庄屋)	為積元義・臨本弘・井上誠 鍋屋十蔵	⇒ 状(1通)	13.9*43.5	淡藍色
	午(明治)	7	3	14	1870	申渡(任命状 目代見習)	為積元義・臨本弘・井上誠 菊屋又次郎	状(1通)	13.9*41.5	淡藍色
00100	(天保)	(9)	(5)		(1838)	御巡見御用ニ付西町諸役人勤方書抜		冊子装(1冊・22丁)	28.0*20.0*0.5	2冊とも同一内容
	天保戊戌	9	5		1838	御巡見御用ニ付西町諸役人勤方書抜		冊子装(1冊・22丁)	28.8*23.0*0.5	
						上包「書付」			24.2*17.3	付箋に「此元町人」
00101	戌(文久)	2	8		1862	〔覚〕(引続御減石被仰出候につき)	⇒川口源右衛門	状(1通)	13.8*32.6	淡藍色
	戌(文久)	2	8	30	1862	〔達書〕(明朝日四ツ時御甘メ米之儀ニ付御申達之有につき)	町御役中⇒年寄 川口源右衛門	状(1通)	11.1*34.4	淡藍色
00102	(元治)	(1)	12	10	(1864)	〔達書〕(和氣屋三郎兵衛弟源次郎儀儀衛執行願出につき)	⇒年寄 川口源左衛門	状(1通)	12.0*40.0	淡藍色
00103			12	24		〔達書〕(編紋道具拝借の儀につき)	⇒年寄 川口源左衛門	状(1通)	11.9*25.6	淡藍色
00104						〔達書〕(麻疹快方ニ移合頃食用心の儀につき)		状(1通)	12.5*12.4	
00105	文政	9			1826	宗旨御奉行様御昼休覚書控	西町目代所	冊子装(1冊・17丁)	25.0*17.3	

00106			12	24		[達書](町方冥加銀差上ノ義につき)	小島才祐⇒川口源左衛門	状(1通)	12.0*20.0	淡青色
00107			6	15		[達書](町方三十年願之請私之儀につき)	⇒目代金右之門	状(1通)	11.3*29.0	
00108			7	27		[達書](甲斐様御立被遊御陸地御免駕筋につき)	山内源兵衛⇒年寄源右衛門	状(1通)	11.8*38.8	淡青色
00109			7	13		[達書](御用銀の儀につき)	⇒年寄川口源右衛門	状(1通)	11.1*27.0	淡青色
00110	亥(文久)	(3)	3	15	1863	覚(東町并取用立行不申儀につき)	並河九八郎⇒町年寄中・地方・塩浜	状(1通)	24.0*24.0	淡青色/端裏書「両町触書」
00111						上包「口達」			20.9*13.0	
	巳(明治)	(2)	7	5	1869	諸郡御代官中写[達書](於三之御丸福荷社度々御祈禱につき)		状(1通)	13.3*32.4	
	巳(明治)	(2)	7	14	1869	[達書](別紙之通被仰出候につき)	町御役所⇒町年寄 地方	状(1通)	13.3*18.3	
	巳(明治)	(2)	7	14	1869	[廻状](別紙御書付寄達并御口達寄通共相廻し候)	川口源左衛門⇒組頭衆中 添役中 同格衆中 同格中	状(1通)	13.3*25.1	
00112					写し[達書](当時勢不穩風説有之候ニ付辻置等差留のこと)		状(1通)	13.3*29.3		
00113	丑(慶応)	(1)	12	15	1865	新屋篤兵衛江申付覚(松濱為替勘定方申付置候処出精相助候由ニ付)	辻儀左衛門⇒川口源左衛門	状(1通)	54.2*24.2	淡青色
00114			7	16		回達[案](盆中踊之儀今十六日夕方明十七日昼夜横目被仰出候につき)		状(1通)	15.0*33.0	
00115			10	23		[贈答]覚(樽代進上につき)		状(1通)	14.5*20.3	
00116	閏		4	23		[達書](閏尋筋有之候ニ付町方吟味屋敷江罷出候事)	西村保五郎ほか1名 ⇒久野秀太郎ほか1名	状(1通)	12.0*15.5	
00117	閏(慶応)	(4)	4	8	1868	[書状](宗光寺山廻ニ付井上享平来川につき)	小島才祐⇒川口源右衛門	状(1通)	14.2*48	
00118	閏(慶応)	(4)	4	8	1868	[書状](宗光寺後山之儀買置申度所存ニ付)	井上享平⇒小島才祐	状(1通)	13.8*42.2	
00119						上包「奉款口上 寄通 川口屋次左衛門」			46.7*28.9	
	嘉永	1	8	1848		乍恐奉款口上之覚(近年多病ニ付御款免願)	川口屋次左衛門⇒川口屋源右衛門	竖紙(1通)	29.0*33.0	
00120						上包「奉願口上書 寄通 木原屋九郎兵衛」			34.8*25.3	
	安政	6	5	1859		乍恐奉願口上之覚(近年手元不如意御座候ニ付御款免願)	木原屋九郎兵衛⇒川口源右衛門	状(1通)	28.7*40.0	
00121	戌(嘉永)	(3)			1850	頭書(下足不仕候心得方御寄御座候につき)		横帳(1冊・3丁)	14.5*46.4	
00122	戌(嘉永)	(3)	7	2	1850	乍恐口演[控](粘元衆と下足差違一件につき)		状(1通)	14.4*66.0	
00123	戌(嘉永)	(3)	8		1850	年寄同格之者江口演(下足一条につき)		状(1通)	15.2*92.9	文書の内容が同一
	戌(嘉永)	(3)	8		1850	年寄并同格之者江口演書		状(1通)	14.3*132.7	
00124			2	19		[達書](川口祐一郎方御用酒近年無木挽屋徳三郎へ申付)	町御役所⇒年寄 川口源右衛門	状(1通)	12.1*54.3	淡青色
00125			8	23		[達書](大帖之古帖三四年分残シ置而残り者売り払可申事)	山内源兵衛(町下代)⇒目代金右衛門	状(1通)	11.1*32.4	淡青色
00126	亥(文久)	(3)	4		1863	[覚](御城御門前ニ而御前 遠江様御乗馬被遊候節往來之事)		状(1通)	12.0*134.1	淡青色
00127			2	2		覚(大和様来月下旬御帰城ニ付心得候事)	崎田内記⇒町年寄中・地方・塩浜	状(1通)	26.0*62.7	
						上包「組入証文寄通 紙屋愛祐」			26.7*18.5	
00128	安政	4	6	1857		組入証文之事(紙屋愛祐義此組合罷越ニ付)	小泉屋文之祐外2名⇒川口棟	状(1通)	26.7*36.9	
00129	(万延)	(2)	(1)		1861	奉申口上之覚(蒲刈島灰山一件ニ付)	木挽屋徳三郎⇒年寄 川口源右衛門	状(1通)	12.1*31.7	淡青色
00130	辰		8			奉願口上之覚(宗光山方法常寺後山送取御伏私差止ニ付)	川口源左衛門⇒町御役所	状(1通)	14*82.5	
00131	明治初め					口上[案](御一新二付神事等之儀ハ別而厳重取申達)		状(1通)	15.3*88.8	
00132			10	16		[達書](御主法事御家中之儀につき)	小島才祐⇒ 川口源左衛門・山科常右衛門	状(1通)	15.2*32.0	
00133	天保	4	7		1834	袋「両町諸懸り役御褒美銀并給料書附差置前扣」			24.6*7.1	
	天保	4	7		1834	東町諸懸り役御褒美銀并給料覚		横帳(1冊・2丁)	14.3*46.3*40.2	
	天保	4	7		1834	西町諸懸り役御褒美銀并給料覚		状(1通)	14.2*22.3	
00134	卯(慶応)	(3)	6		1867	[触書 写](御勝手向御不知之様ハ違々被仰出ニ付)		状(1通)	14.6*222.8	
00135			7			謹慎中ニ付役格心得之頭書[控]		状(1通)	12.8*25.6	
00136	(明治)	(4)	(8)	(16)	1871	[書状](今晚四ツ半迄東野村武百人斗繰出)	賀三郎⇒順四郎	状(1通)	15.5*23.2	
00137	戌(文久)	(2)	9	11	1862	覚(御前來ル廿日御帰城可被遊候)	並河九八郎⇒町年寄・地方・塩浜	状(1通)	28.5*48.5	
00138	戌(文久)	(2)	4	14	1862	覚(氣候順行諸作為豊熟於三之御丸福荷社ニ御祈禱のこと)	並河九八郎⇒町年寄・地方・塩浜	状(1通)	25.5*59	
00139	戌(文久)	(2)	9	5	1862	覚(天気快晴氣候順行諸作為豊熟之為於三之御丸福荷社ニ御祈禱のこと)	並河九八郎⇒町年寄・地方・塩浜	状(1通)	24.2*58.7	淡青色
00140	戌(文久)	(2)	1	13	1862	覚(町中餘一所集メ家遠キ所ニ而もやす事 東町神明参詣之もの火之元念入可申事)	並河九八郎⇒町年寄・地方・塩浜	状(1通)	26.8*53	
00141			1	23		[達書](木屋徳三郎ら此度借家用地形石御下ケ候事御聞届ニ付)	町御役所⇒年寄 川口源右衛門	状(1通)	11.9*55.5	淡青色
00142			4	14		[達書](万助様御用ニ付、寺慶方町家へ差出申達のこと)	山内源兵衛・被次⇒ 年寄源右衛門・年寄篤兵衛	状(1通)	12.2*59.0	
00143			10	25		[達書]新町西ノ端瓦焼境通借家を木屋徳三郎江相建	町御役所⇒年寄川口源右衛門	状(1通)	12.3*43.5	
			10	28		[達書](借家相建候仰付ニ付其御沙汰相見様可申こと)	町御役所⇒年寄川口源右衛門	状(1通)	11.8*49.8	淡青色
00144						上包「奉款口上書寄通 八幡屋平次郎」			26.0*14.5	
	丙午(弘化)	(3)	10	29	1846	御款申上候口上之覚(私儀近年手元衰微ニ仕候処ニ付)	八幡屋平次郎(添役)⇒川口屋喜太郎	状(1通)	14.7*49.5	
00145						上包「書付 寄通」			33.6*24.4	淡青色
	戌(文久)	(2)	4	28	1862	木挽屋徳三郎江申付覚(蒲刈島佐助儀正石灰製方仕入金灰山引当ニ付)	並河九八郎⇒年寄 川口源右衛門	状(1通)	23.8*76.2	淡青色
	戌(文久)	(2)	4	28	1862	[達書](木挽屋徳三郎江別紙書付之通り御取斗可有之候)	町御役所⇒年寄 川口源右衛門	状(1通)	11.8*32.7	淡青色
00146			8	18		[達書](両町御達相成鉄砲等ニ付)	町御役所⇒年寄 源右衛門 常右衛門	状(1通)	12.1*46.9	淡青色
			8	22		[達書](炮術稽古之儀ニ付両町之人町申出のこと)	町御役所⇒年寄川口源右衛門 常右衛門	状(1通)	11.9*55.1	淡青色
00147	庚午(明治)	(3)	8			時之鐘之儀ニ付奉申上書付[案]		状(1通)	16.0*34.0	

00148	文政	3	3	17	1820	四丁目俵約筋申請候者供申付覚	牧村孫三郎→源右衛門	折紙(1通)	28.4*46	淡藍色
00149	巳(天保)	(4)	4	5	1833	回達(諸願別紙雛形相廻し候二付)	川口源右衛門→組頭衆中・同格衆中・添役中・同格中	状(1通)	14.3*70.5	
	巳(天保)	(4)	4		1833	覚(諸願様式一覽)	年寄所⇒	折紙(1通)	29.4*46.3	
						口上覚(役格のもの他所親類逗留願)		状(1通)	14.3*24.0	端裏に付け紙あり
						口上覚(組頭当役目代役十日以内外之他行致候節之願)		状(1通)	14.5*27.5	端裏に付け紙あり
						口上覚(死去願)		状(1通)	14.2*19.7	端裏に付け紙あり
						上包「口上書 何屋謹」		状(1通)	32.5*35.0	端裏に付け紙あり
						口上覚(横紙之願上包雛形)		状(1通)	14.3*14.7	
						口上覚(改名之願)		状(1通)	14.3*21.0	端裏に付け紙あり
						奉願上口上之覚(婿取嫁取之願 但役格添役以上之分)		堅紙(1通)	28.7*52.7	
						奉願上口上之覚(遠方へ數日他行願)		堅紙(1通)	28.9*33.8	
						奉願上口上之覚(家立普請之願)		堅紙(1通)	28.9*32.5	付け紙あり
						上包「奉願上口上書巻通 何屋何右衛門」		堅紙(1通)	45.3*29.0	端裏に付け紙あり
						奉願上口上之覚(諸願立紙之分雛形)		堅紙(1通)	28.7*16.6	
00150	亥(文久)	3	7		1863	覚(辻廻、辻相撲、花火停止二候)	並河九八郎⇒両町・地方・塩浜	状(1通)	24.2*11.7	淡藍色/端裏書「触書」
00151	亥(文久)	3	1	17	1863	東西町触書(殿様近江様御養子被遊度旨御願之通被仰出候)	並河九八郎⇒両町年寄中・地方・塩浜	状(1通)	24.0*93.3	淡藍色/端裏書「東西町触書」
00152			7	16		口演(盆中踊之義申出候趣大目之事二閉居候事)		状(1通)	11.7*51.5	
00153						〔覚〕(諸賃金諸給料中背賃等ニ迄迄米二相成)		状(1通)	17.2*45.3	薄青の付箋あり
00154	酉(文久)	1	7		1861	口上之覚(盆中踊示筋不行届二付)	月香 檜崎屋仲兵衛・目代 嘉兵衛⇒川口源右衛門	状(1通)	13.7*37.0	端裏書「上包口上書 巻通」
00155						上包「松平出雲守殿江御留守居御呼出被仰達御書付写巻通」			24.4*16.7	淡藍色 2通一包
	戌(文久)	(2)	3	8	1862	〔触書〕(越後国百性平野安之介和蘭陀船買入鮫漁開業二付)	町御役所⇒両町・地方・塩浜	状(1通)	11.9*83.3	淡藍色
	戌(文久)	(2)	3	8	1862	口達(従公儀被仰出候写シ広島御触=候条此許之義と同様)	町御役所⇒両町・地方・塩浜	状(1通)	12.0*45.0	淡藍色
00156	戌(文久か?)				1862	上包「従 公儀被 仰出候御書付」			23.0*12.4	淡藍色 2通一包
	戌(文久か?)				1862	〔触書〕(当年米穀老始豊熟之品々追々相場下落致し候)	町御役所⇒両町・地方・塩浜	状(1通)	11.9*159.4	淡藍色
	戌(文久)	(2)			1862	口達(諸色直段下候之義二付嶋崎御触之条此元之儀も同様のこと)	町御役所⇒両町・地方・塩浜	状(1通)	11.9*59.3	淡藍色
00157						〔触書〕(御沙汰四ヶ条)		状(1通)	15.8*25.7	
						〔覚書〕(過日御沙汰四ヶ条之事)		状(1通)	12.2*22.0	
00158						〔口上案〕(水尾筋堀さらへ依而ハ他所舟止之高分出入二付)		状(1通)	14.3*37.6	
00159			5			〔覚〕(裏賃覚3件)		状(1通)	12.0*57.0	
00160	嘉永	3	5		1850	町帳元水間佐左衛門殿与山科屋常右衛門下足一件 応返書与右衛門手拍		横帳(1冊・6丁)	22.8*14.4	
	嘉永	3	5		1850	町帳元水間佐左衛門殿与山科屋常右衛門下足一件 応返書与右衛門手拍写		横帳(1冊・6丁)	18.8*13.1	
00161						上包			23.5*17.2	
	子(元治)	1	8		1864	〔口上〕(御用貸家賃之儀二付)	木屋徳三郎⇒川口源右衛門	状(1通)	14.2*176.5	
00162	戌(文久)	2	10	17	1862	〔触書副状〕(別紙之通広島御触=候条)	並河九八郎⇒両町年寄中 地方 塩浜	状(1通)	24.3*33.3	
00163	戌(嘉永)	3	8		1850	〔三野喜郎九筆跡写〕(同列一統御奉行様御達御口演左之通)		状(1通)	14.3*77.7	
00164	(天保年間か)					〔達書写〕(近年市中二軒を一家ニ致儀不少二付)		横帳(1冊・4丁)	13.5*38.2	
00165	酉(万延)	2	1	16	1861	〔覚〕御尊膝御通與之節御葬送之節宗光寺小路へ罷出候人名		状(1通)	14.5*13.0	
	酉(万延)	2	1	16	1861	〔覚〕御葬送之節罷出候人名		状(1通)	12.5*34.5	
						〔覚〕(御葬送之節拜見=罷出候人名)		状(1通)	14.6*13.1	
						覚(川口源右衛門 外人名)		状(1通)	14.5*41.0	
						〔覚〕(一番 肝煎二人)		状(1通)	12.2*18.2	
						〔覚〕(年寄川口源右衛門 外人名)		状(1通)	14.3*16.0	
00166	(寛政)	(元)			1789	〔巡見衆御尋筋二付御答書写〕(御城之儀御知申候ハ東西七町程)		状(1通)	14.0*69.5	
	(寛政)	(元)			1789	〔巡見衆御尋筋二付御答書写〕(両地方人数男八十六 女九十六)		状(1通)	14.0*107.0	
00167			11	26		口上(御通行二付尾道辺與妻も有之儀二相聞候二付)	町御役中⇒年寄川口源右衛門	状(1通)	11.8*22.8	淡藍色
00168						上包「口達」			23.7*13.7	4通一包
	(弘化)	(4)	7	21	1847	覚(銀五百目包通用丸包=而其以下者半銀包と唱候得者)	三原屋小十郎・伊予屋吉左衛門・三原屋佐三郎	状(1通)	11.9*83.4	淡藍色
	(弘化)	(4)	10			〔広島島写〕(諸郡御代官中)		状(1通)	14.4*55.5	端裏書「写し」
	(弘化)	(4)	10			〔広島島写〕(近年下方金相場高下)		状(1通)	14.4*22.2	端裏書「写し」
	(弘化)	(4)	11	2	1847	口達(銀札通用方之儀二付 別紙書写式通)	町御役所⇒両町・地方・塩浜	状(1通)	14.4*37.4	
00169						〔覚〕(年越、正月、節句献立)		状(1通)	15.9*39.5	
00170			2	15		〔達書〕(水尾筋堀さらへの義二付)	町御役中⇒年寄川口源右衛門	状(1通)	12.2*33.7	淡藍色
00171			11	1		〔達書〕(御前築出稽古場=而調練 御覽被遊候付)	町御役中⇒年寄川口源右衛門 同 常右衛門	状(1通)	12.3*44.5	淡藍色
00172						上包「香川多冲殿 亀山弘右衛門殿 丹羽延蔵殿 江口演 うつし」		状(1通)		3通一包
	卯(安政)	(2)	7		(1855)	香川多冲殿 亀山弘右衛門殿 丹羽延蔵殿 江口演	(御辨) 香川多冲・亀山弘右衛門・丹羽延蔵⇒山科屋常右衛門・檜崎屋仲兵衛・油屋今右衛門・木挽屋徳三郎	状(1通)	14.4*212.0	2点とも同じ内容
	卯(安政)	(2)	7		(1855)	手向必死与御難洪当今之御成行二手者)		状(1通)	14.4*216.4	
	卯(安政)	(2)	9	6	(1855)	口演書(夫々高二応シ御用銀被仰候二付)	香川多冲⇒	状(1通)	14.4*71.8	淡藍色
	(天保)	(4)	10	27	(1866)	上包「口達」		状(1通)	21.6*12.8	淡藍色

00173	(天保)	(1)	10	末	(1830)	〔口達〕(殿様御病氣-付殺生寄合うたひ相儀居候事)	町御役中⇒	状(1通)	12.7*34.5	淡藍色
	(天保)	(1)	11	2	(1830)	〔達書〕(殿様御病氣-付町内寸志祈禱之儀)	町御役中⇒年寄 東左衛門・同源左衛門	状(1通)	12.5*38.7	淡藍色
	(天保)	(1)	11	2	(1830)	〔達書〕(殿様御病氣-付町内寸志祈禱之儀)	町御役中⇒年寄東左衛門 同源右衛門	状(1通)	12.7*38.5	淡藍色
	寅(天保)	(1)	11	3	(1830)	口達(殿様御不御被為在候-付 寸志御快全之御祈禱)	川口源右衛門⇒ 粗頭衆中・同格集中・添役中・同格中	状(1通)	16.3*34.0	
	(天保)	(1)	11	3	(1830)	〔書状〕(只今様子申上候へとも行達ひ=相成申候)	東左衛門⇒源右衛門	状(1通)	14.8*21.7	
	(天保)	(1)	11	3	(1830)	〔書状〕(糸崎御祈禱料左之通持参へて頼-達し申候)	山科屋東左衛門⇒川口屋源右衛門	状(1通)	13.3*32.0	
	(天保)	(1)	11	5	(1830)	〔達書〕(御礼御洗米等之義者先日夫々神前江相納被置候様)	町御役中⇒年寄東左衛門 源左衛門	状(1通)	13.2*23.4	
	(天保)	(1)	11	17	(1830)	〔達書〕(殿様御病氣御勝し不被為遊御容子之風聞有之)	町御役中⇒年寄源右衛門	状(1通)	12.5*37.0	淡藍色
00174	寅(天保)	(1)	11	22	(1830)	〔達書〕(殿様御病氣御勝し不被為遊御容子之風聞有之)	町御役中⇒年寄東左衛門 源右衛門	状(1通)	12.5*32.7	淡藍色
	寅(天保)	(1)	11	22	(1830)	上包「口達」		状(1通)	24.1*14.4	淡藍色
	寅(天保)	(1)	12	4	(1830)	口達(寺社鐘太鼓之事鍛冶桶屋等細工可仕事穩便-可仕事)	町御役所⇒両町・地方・塩濱	状(1通)	16.1*42.6	
	寅(天保)	(1)	12	4	(1830)	〔達書写〕(来月三日朝五時半時御供揃-而御出候)	町御役所⇒両町・地方・塩濱	状(1通)	13.1*54.0	淡藍色
	寅(天保)	(1)	1	11	(1830)	上包「口達」		状(1通)	16.9*28.9	淡藍色
	卯(天保)	(2)	1	12	(1831)	〔口達写〕(御家中普請請作事今日と不用捨候事)		状(1通)	12.0*28.9	淡藍色
	卯(天保)	(2)	1	13	(1831)	口達(明十三日より御家中-而魚鳥売候義不苦候)	町御役所⇒両町・地方・塩濱	状(1通)	13.1*28.9	
	卯(天保)	(2)	1	13	(1831)	〔達書〕(広島御達=候条此元之義も同様相心得候事)	町御役所⇒両町・地方・塩濱	状(1通)	13.1*29.0	淡藍色
	卯(天保)	(2)	1	28	(1831)	上包「口達」		状(1通)	25.2*19.1	
	卯(天保)	(2)	1	29	(1831)	口達(鉄砲差扱并魚鳥かたぎ売り今日と不用捨-付)	町御役所⇒両町・地方・塩濱	状(1通)	13.1*92.0	
	卯(天保)	(2)	1	29	(1831)	口達(町地方火之廻り今日と相止候事)	町御役所⇒両町・地方・塩濱	状(1通)	12.6*21.5	淡藍色
	卯(天保)	(2)	2	9	(1831)	上包「口達」		状(1通)	24.8*11.6	淡藍色
00175	(天保)	(1)	(11)	22	(1830)	口達(高町地方立番之儀今晚と相止候事)	町御役所⇒両町・地方	状(1通)	12.8*27.0	淡藍色
	(天保)	(1)	11	22	(1830)	〔口達〕(殿様御病氣之処昨廿一日辰之中刻御逝去)	(小野)鹿祐⇒源右衛門	状(1通)	14.5*24.2	
	(天保)	(1)	11	22	(1830)	〔書状〕(火之廻り之義-付)	(山科屋)東左衛門⇒源右衛門	状(1通)	13.5*28.0	
	(天保)	(1)	11	22	(1830)	〔達書〕(御便文化十周年恭祝院様御逝去-通)	町御役中⇒年寄源右衛門	状(1通)	13.0*24.9	淡藍色
	(天保)	(1)	11	23	(1830)	口達(野島塩浜地場仕事御免被成候)	町御役所⇒両町・地方・塩濱	状(1通)	12.9*36.7	淡藍色
	(天保)	(1)	11	24	(1830)	口達(町方上藤戸口明候事 明廿五日と御免)	町御役所⇒両町・地方・塩濱	状(1通)	14.5*37.5	
	(天保)	(1)	11	25	(1830)	上包「口達」		状(1通)	24.3*12.6	淡藍色
	寅(天保)	(1)	11	27	(1830)	口達(町方下藤明ヶ売物出し候事明廿六日と御免)	町御役所⇒両町・地方・塩濱	状(1通)	12.5*42.0	淡藍色
00176	(慶応)	(2)	12	18	(1866)	口達(須師共撰二出候事明廿八日と御免)	町御役所⇒両町・地方・塩濱	状(1通)	13.2*33.2	
	(天保)	(1)	11	23	(1830)	〔達書〕(中背共出市之義差支不申候様相違被成候段)	町御役所⇒目代甚右衛門	状(1通)	13.2*29.1	
00177	(天保)	(1)	11	23	(1830)	〔達書〕(先達而寺々江村夫逗留中酒屋と請いたし候米其外)	町御役所⇒年寄川口源左衛門	状(1通)	12.0*27.2	淡藍色
00178	(明治)	(2)	5	2	(1869)	〔達書〕(木挽屋謙四郎義広島御勘定書御用有之候-付)	町御役所⇒年寄川口源右衛門	状(1通)	12.2*32.7	淡藍色
00179	(文久)	(4)	2	12	(1864)	〔達書〕(野間屋宗兵衛普請之義願出候処御間届相成候)	町御役所⇒年寄川口源左衛門	状(1通)	11.9*24.6	淡藍色
00180	(文久)	(4)	2	12	(1864)	〔達書〕(油屋兵右衛門隣家江格子断度旨願出御間届相成候)	町御役所⇒年寄川口源右衛門	状(1通)	11.7*22.2	淡藍色
00181	(文久)	(4)	2	12	(1864)	〔達書〕(東町煙草入札場所普請-付諸道具御作事二而借用)	町御役所⇒年寄川口源右衛門	状(1通)	12.2*45.0	
00182	(文久)	(3)			(1863)	〔達書〕(石築之義古杭通石瓦重-而御樽通迄ならべ候義者勝手次第)	町御役所⇒水尾掛役 川口屋保兵衛	状(1通)	12.0*53.0	淡藍色
00183	(文久)	(3)	3	13	(1863)	〔達書〕(夷船当冲江碇泊之節別紙写之通候-付御心得之儀)	町御役中⇒ 年寄川口源右衛門 同 常右衛門	状(1通)	12.2*44.4	淡藍色
	(文久)	(3)	3	13	(1863)	〔達書〕(異国船碇泊之節寄番之鐘-而用意寄番之鐘-而出張之事)	町御役中⇒ 年寄川口源右衛門 同 常右衛門	状(1通)	12.3*31.2	
00184	(嘉永)	(4)	1	17	(1851)	〔達書〕(胡屋与三郎と願出居候土蔵建築-付申達)	町御役中⇒年寄 源右衛門	状(1通)	12.0*26.0	淡藍色
00185	(嘉永)	(4)	1	17	(1851)	〔達書〕(宗判朝五ツ時と見届有之事-相成居候-付)	町御役中⇒ 川口源左衛門 山科常右衛門	状(1通)	12.0*45.8	淡藍色
00186	(嘉永)	(4)	1	17	(1851)	〔達書〕(宗判朝五ツ時と見届有之事-相成居候-付)	町御役中⇒ 川口源左衛門 山科常右衛門	状(1通)	12.0*45.8	淡藍色
00187	成(嘉永)	(3)	8	15	(1850)	〔達書〕(別年之通宗門為御改、貴殿方始御被出候)	町御役中⇒ 年寄川口源左衛門 年寄常右衛門	状(1通)	14.5*20.0	
00188	成(嘉永)	(3)	8	15	(1850)	上包「乍恐奉申上口達書」		状(1通)	24.8*12.0	
	成(嘉永)	(3)	8	15	(1850)	〔案〕乍恐奉申上口達書(不足不仕訳合等申出候)	川口屋源左衛門	状(1通)	14.0*170.5	
	成(嘉永)	(3)	8	15	(1850)	〔案〕乍恐奉申上口達書【案】(同上・一部修正あり)	川口屋源左衛門	状(1通)	14.4*203.0	三通一色、控端裏には付紙「差出候分」とあり
00189	(慶応)	(2)	12	5	(1866)	〔達書〕(宗判朝五ツ時と見届有之事-相成居候-付)	町御役中⇒年寄 源右衛門	状(1通)	12.0*26.0	淡藍色
00189	(慶応)	(2)	12	5	(1866)	〔達書〕(宗判朝五ツ時と見届有之事-相成居候-付)	町御役中⇒年寄 源右衛門	状(1通)	12.0*26.0	淡藍色
	(慶応)	(2)	12	5	(1866)	〔達書〕(宗判朝五ツ時と見届有之事-相成居候-付)	町御役中⇒年寄 源右衛門	状(1通)	12.0*26.0	淡藍色
00190	(慶応)	(2)	12	5	(1866)	〔達書〕(宗判朝五ツ時と見届有之事-相成居候-付)	町御役中⇒年寄 源右衛門	状(1通)	12.0*26.0	淡藍色
	(慶応)	(2)	12	5	(1866)	〔達書〕(宗判朝五ツ時と見届有之事-相成居候-付)	町御役中⇒年寄 源右衛門	状(1通)	12.0*26.0	淡藍色
00191	成(文久)	(2)	12	23	(1862)	〔達書〕(宗判朝五ツ時と見届有之事-相成居候-付)	町御役中⇒年寄 源右衛門	状(1通)	12.0*26.0	淡藍色
	成(文久)	(2)	12	23	(1862)	〔達書〕(宗判朝五ツ時と見届有之事-相成居候-付)	町御役中⇒年寄 源右衛門	状(1通)	12.0*26.0	淡藍色
	成(文久)	(2)	12	23	(1862)	〔達書〕(宗判朝五ツ時と見届有之事-相成居候-付)	町御役中⇒年寄 源右衛門	状(1通)	12.0*26.0	淡藍色
	成(文久)	(2)	12	23	(1862)	〔達書〕(宗判朝五ツ時と見届有之事-相成居候-付)	町御役中⇒年寄 源右衛門	状(1通)	12.0*26.0	淡藍色
	成(文久)	(2)	12	23	(1862)	〔達書〕(宗判朝五ツ時と見届有之事-相成居候-付)	町御役中⇒年寄 源右衛門	状(1通)	12.0*26.0	淡藍色
	成(文久)	(2)	12	23	(1862)	〔達書〕(宗判朝五ツ時と見届有之事-相成居候-付)	町御役中⇒年寄 源右衛門	状(1通)	12.0*26.0	淡藍色
	成(文久)	(2)	12	23	(1862)	〔達書〕(宗判朝五ツ時と見届有之事-相成居候-付)	町御役中⇒年寄 源右衛門	状(1通)	12.0*26.0	淡藍色
	成(文久)	(2)	12	23	(1862)	〔達書〕(宗判朝五ツ時と見届有之事-相成居候-付)	町御役中⇒年寄 源右衛門	状(1通)	12.0*26.0	淡藍色
	成(文久)	(2)	12	23	(1862)	〔達書〕(宗判朝五ツ時と見届有之事-相成居候-付)	町御役中⇒年寄 源右衛門	状(1通)	12.0*26.0	淡藍色
	成(文久)	(2)	12	23	(1862)	〔達書〕(宗判朝五ツ時と見届有之事-相成居候-付)	町御役中⇒年寄 源右衛門	状(1通)	12.0*26.0	淡藍色
成(文久)	(2)	12	23	(1862)	〔達書〕(宗判朝五ツ時と見届有之事-相成居候-付)	町御役中⇒年寄 源右衛門	状(1通)	12.0*26.0	淡藍色	

			12	23		[達書](添月行司出役被 仰付候ニ付 梶田家基四郎外)	町御役中⇒年寄川口源右衛門	状(1通)	11.5*43.0	淡青色
00192	(慶応)	(4)	6	8	(1868)	[達書](川口屋保兵衛大坂長崎屋弥兵衛方ニ而唐菓種代滞銀之義ニ付)	町御役中⇒年寄川口源左衛門	状(1通)	12.1*46.7	淡青色
	(慶応)	(4)	7	18	(1868)	[達書](郡御奉行衆与参御駈合有之大坂表長崎屋弥兵衛銀出ニ付)	町御役中⇒年寄川口源左衛門	状(1通)	11.9*31.8	淡青色
	(慶応)	(4)			(1868)	[達書](大坂表裁判所ノ家所佐一郎御呼出しニ而)	町御役中⇒年寄川口源左衛門	状(1通)	12.1*88.3	淡青色
	(慶応)	(4)			(1868)	[達書](長崎屋弥兵衛ノ銀滞之義ニ付新松いしし郡御奉行衆江御達相成候)	町御役中⇒年寄川口源左衛門	状(1通)	11.7*25.7	淡青色
00193	(宝暦)	(11)	卯	23	(1761)	[達書](御巡見衆御用被仰渡候儀今四ツ時御役所被申合御出可有之候)	山内源兵衛・宇都宮三左衛門⇒年寄宗右衛門・源右衛門	状(1通)	12.0*23.7	淡青色
	(宝暦)	(11)	6	6		[達書](御巡見衆御休之節各方先年之通相動可申候)	山内源兵衛・宇都宮三左衛門⇒年寄宗右衛門・源右衛門	状(1通)	11.3*43.4	淡青色
	(宝暦)	(11)	6	12		[達書](上分ノ多葉粉盆式組御巡見御用候間御出し被成度存候)	山内源兵衛・宇都宮三左衛門⇒年寄宗右衛門	状(1通)	14.6*29.4	
	(宝暦)	(11)	6	23		[達書](御巡見衆七月三日御当地御休ニ相成候)	山内源兵衛・宇都宮三左衛門⇒年寄宗右衛門・源右衛門	状(1通)	11.6*25.3	淡青色
	(宝暦)	(11)	6	24		[達書](御巡見衆御通行来る三日御休ニ相成候)	町御役中⇒宗右衛門・源右衛門	状(1通)	11.3*27.4	淡青色
	(宝暦)	(11)	6	25		[達書](役付之面々江被仰付候書付三冊持せ違候)	山内源兵衛・宇都宮三左衛門⇒年寄宗右衛門・源右衛門	状(1通)	11.5*40.3	淡青色
	(宝暦)	(11)	6	29		[達書](御巡見衆弥波村ニ御逗留相成候ニ付)	山内源兵衛・宇都宮三左衛門⇒年寄宗右衛門・源右衛門	状(1通)	11.8*37.7	淡青色
	(宝暦)	(11)	7	3		[達書](御巡見衆御通も一旦相延七日ニ相成候)	山内源兵衛・宇都宮三左衛門⇒年寄宗右衛門・源右衛門	状(1通)	11.8*23.7	淡青色
	(宝暦)	(11)	7	5		[達書](東嶽師御巡見衆御通行之御当日出間鋪候)	山内源兵衛・宇都宮三左衛門⇒年寄宗右衛門・源右衛門	状(1通)	12.8*50.2	淡青色
	(宝暦)	(11)	7	6		[達書](三軒御宿江相詰候者禁酒之儀先達而被仰付置候)	山内源兵衛・宇都宮三左衛門⇒年寄宗右衛門・源右衛門	状(1通)	11.8*44.6	淡青色
	(宝暦)	(11)	7	6		[達書](三軒之御宿見分被致可然候由)	山内源兵衛・宇都宮三左衛門⇒年寄宗右衛門	状(1通)	19.9*33.3	淡青色
	00194	慶応	4	4	11	1868	[達書](三之御丸福荷社御祈禱御礼相渡り候ニ付)	町御役中⇒川口源左衛門・山科常右衛門	状(1通)	12.0*24.8
00195			6	晦日		[達書](不氣候ニ付於両社御祈禱有之満座ニ付御礼御下ニ相成候)	町御役中⇒年寄川口源左衛門	状(1通)	11.8*36.5	淡青色
00196			7	8		[達書](於両社御祈禱満座ニ付麻上下着御奉行所江御出動可有之候)	町御役中⇒年寄川口源左衛門 年寄常右衛門	状(1通)	12.0*47.9	淡青色
00197			11	28		[達書](氣候順行一郡限御祈禱 被仰付候ニ付御奉行所江御出動可有之候)	町御役中⇒年寄川口源左衛門 年寄常右衛門	状(1通)	12.0*40.5	淡青色
00198			8	12		[達書](都々重ケル神社ニ於為天御祈禱 被仰付候処御礼御下渡相成候)	町御役中⇒川口源左衛門	状(1通)	14.4*34.4	淡青色
00199				20		[達書](於幸様妙正寺へ御参詣夫ノ御城江出御入 被遊帯ニ候町内行灯差出候様申付)	町御役中⇒年寄藤兵衛	状(1通)	12.3*54.5	淡青色
00200	明治	2	7	23	1869	[達書](殿様御家督 被遊候ニ付御礼銀広島ニ而相調御差出相成候)	町御役中⇒年寄川口源左衛門 年寄山科常右衛門	状(1通)	11.9*68.8	淡青色

- ・表題の無いものは、資料名を付け〔 〕で表記した。
- ・年月日は原則資料の記載内容を表記した。また、推定されるものは()を付して記載した。
- ・広島藩では、享保6(1721)年から淡青色(うすあかねいろ)に着色した公用紙が使用された。このたびの整理・調査の段階で、公用紙と識別した文書については、備考欄に「淡青色」と記載した。
- ・法寸の単位はセンチメートルで、原則として縦×横のサイズを記した。